

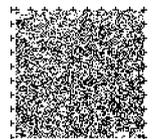
2-3

共用部分

- ① 共用廊下
- ② エントランス・EVホール
- ③ 共用階段室
- ④ 住棟アプローチ

〈参考 外構〉

- ⑤ サイン
- ⑥ 児童遊園
- ⑦ 植栽
- ⑧ 駐車場
- ⑨ 配置参考図



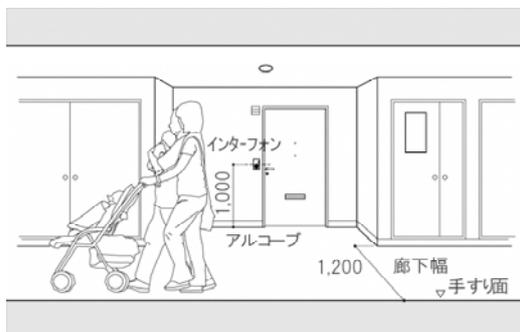
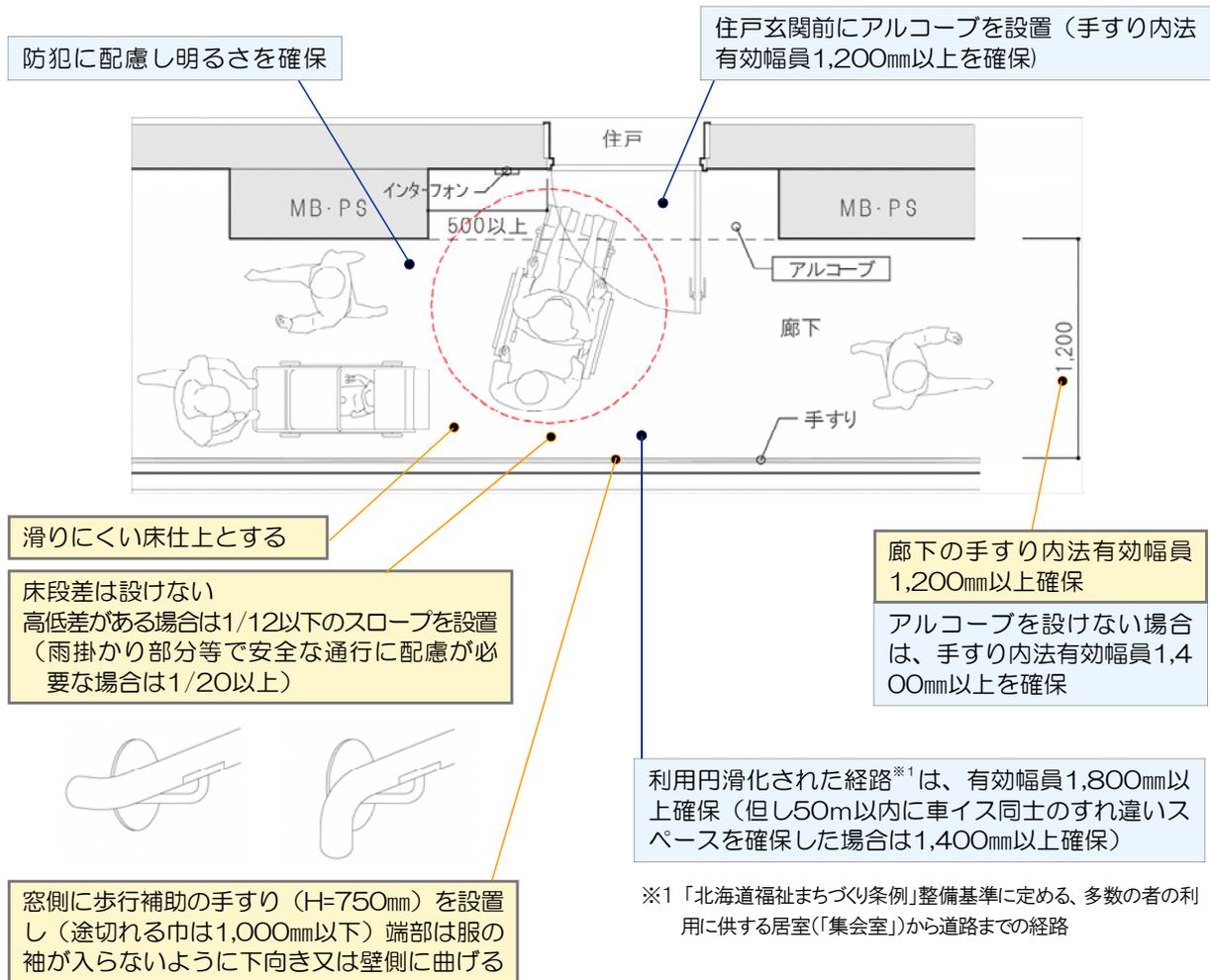
共用廊下

北海道UD公営住宅整備指針 2-2 ①

【基本的な考え方】

共用廊下は不特定多数の人が利用することに配慮し、手すりの設置や住戸前にアルコーブを設けるなど、安全で快適な移動を確保するとともに車いすを利用する人とすれ違う幅の確保が必要としています。

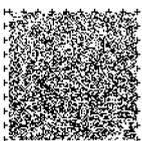
また、床の仕上げは、日常生活においても緊急時の避難においても安全なものとし、雨などで濡れた場合の床歩行はもちろんのこと、冬期間の雪による床の防滑性についても考慮する必要があります。



歩行者のすれ違いを考慮した幅員



安全で快適な移動に配慮した廊下
(モルタル刷毛引きによる滑りにくい床仕上げ)



凡例 基礎事項 配慮事項

エントランス・E V ホール

北海道UD公営住宅整備指針 2-3,2-5 ②

【基本的な考え方】

エントランス・エレベーターホールは住棟の玄関であり、また、入居者間の交流の場にも使われます。安全で快適な移動の確保とともに、必要に応じてコモンスペースを設けるなど入居者間のコミュニケーションが促進されるよう配慮が望まれます。

共用玄関扉の幅は有効寸法900mmを確保し、引き戸を採用する
床段差は設けない
高低差がある場合は1/12以下のスロープを設置
(雨掛かり部分等で安全な通行に配慮が必要な場合は1/20以上)

利用円滑化経路となる場合は、地上への出入口の幅は有効1,200mm以上確保する
その戸は、自動的に開閉する構造または円滑に開閉できる構造とする
出入口の前後に高低差がなく開閉時に廊下等に突出しない構造とする
廊下や階段を含めた外断熱工法を採用した場合は風除室を設ける



安全性や使い勝手に配慮し、十分な開口幅を確保した
道営住宅の共用玄関

出入口の有効開口幅800mm以上を確保する
E V前に有効1,500mm×1,500mmの車いす回転スペースを確保する

E Vかごは、奥行1,350mm×間口800mm以上とする
扉には窓を設置し、反対側壁面には鏡を設置する
ストレッチャーの出し入れが可能な仕様とする



車イス使用者のEV利用にあたっては、EVホールで回転が必要なため、一定の広さが必要です。
また、EVホールは入居者間の交流の場にもなることから、広さに加えて、明るさ等についても配慮することが望まれます。

郵便受は、高齢者、車いす利用者が使用可能な高さとする
掲示板は、誰もが目の届く主要動線に設置し、世帯数に合わせた十分なサイズとする
階数表示は、高齢者や子ども、車いす利用者にもわかりやすい位置に設置する

集合郵便受などの動線の重なりを考慮した広さとする



使いやすい高さに設置した
集合郵便受

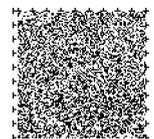
主要動線上、かつ、通行の支障
にならない位置に掲示板を設置

入居者同士が交流の場として利用できるようにベンチを設けるなど積極的な活用を促す



ベンチを設けたコモンスペース

凡例 基礎事項 配慮事項



共用階段室

北海道UD公営住宅整備指針 2-4 ③

【基本的な考え方】

共用階段は、小さな子どもから高齢者まで身体特性の異なる多くの人々が利用するので、安全で容易に昇降できることが重要です。

身体機能が低下した高齢者でも、昇降しやすいよう手すりの設置や勾配への配慮をしています。

踏面240mm以上、かつ、蹴上寸法の2倍と踏面寸法の和が550mm以上650mm以下、蹴込み30mm以下とする
(利用円滑化経路の場合は踏面300mm以上、蹴上160mm以下、蹴込み20mm以下が望ましい)

$$550\text{mm} \leq 2R + T \leq 650\text{mm}$$

(R: 蹴上高さ、T: 踏面長さ)



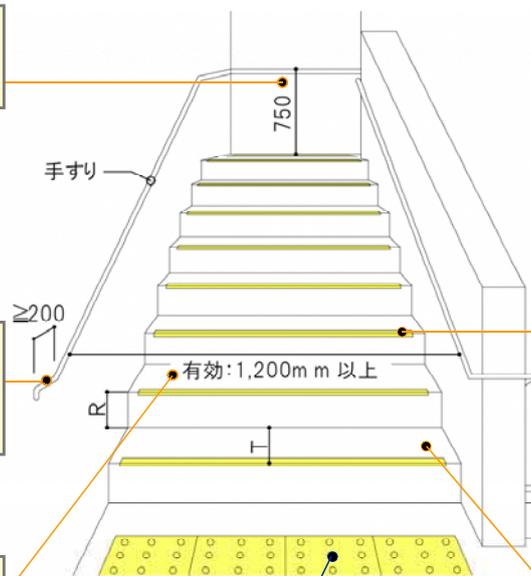
安全に配慮した共用階段

手すりは原則両側とし、高さは踏面の先端から750mmを標準とする

手すりに洋服の袖が入らないように端部を水平200mm以上伸ばし、下向き又は、横向きに曲げる

手すり内法有効1,200mm以上とする(利用円滑化経路の場合は有効1,400mmが望ましい)

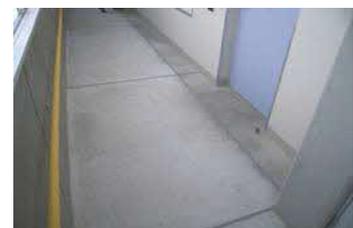
利用円滑化経路の場合は、階段踊り場に注意喚起用床材を設置する



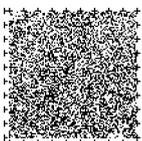
通路等への食い込み、突出は設けない

段鼻は設けない

滑りにくい床材とし、ノンスリップは認識しやすい色で、つまづき防止のため踏面と同一面とする



滑りにくい床仕上げ(モルタル刷毛引き)



凡例 基礎事項 配慮事項

住棟アプローチ

北海道UD公営住宅整備指針 2-6 ④

〔基本的な考え方〕

住棟アプローチなどは、不特定多数の人が日常の動線として利用することから、安全に移動できるよう留意しなければなりません。特に、メインアプローチは外周道路まで、風雨・積雪に妨げられにくく安全性・利便性に配慮する必要があります。

メインアプローチは車いすのすれ違い及び回転可能な有効幅2,000mm以上を確保する
床段差は設けない
敷地に高低差がある場合は原則1/20以下のスロープとする（1/20を越える場合は手すりを設置）
除雪しやすい計画とする

外周道路からメイン共用玄関までの距離は、1/20勾配で200mm程度の高低差が確保できる程度とし、できる限り歩行距離を短くする
防滑性に配慮した床仕上げとする



外周道路まで伸びた庇



両側に手すりを設置したスロープ



緩やかなスロープのアプローチ

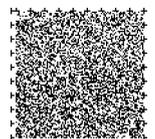
雁木やカバードウォークの設置により、快適な冬期間の生活を確保する



冬期間や風雨からの快適性を確保する雁木

排水溝は車いすのタイヤ、幼児の靴、ハイヒールのかかどが入りこまない安全な仕様とする

凡例 基礎事項 配慮事項



サイン

⑤

【基本的な考え方】

団地においては、子どもや高齢者、来訪者などにも理解しやすいよう住棟の色彩計画やサイン計画への配慮が望まれます。



絵画による視覚情報で子どもや高齢者にわかりやすいサインの例



エントランスごとに色を変えたり、種類の違うシンボルツリーを植えることも、誘導サインの一例として考えられる

児童遊園

⑥

【基本的な考え方】

団地内に設ける児童遊園は、住棟から見やすい位置に計画するとともに、安全性に留意し、子どもだけでなく、憩いの場や交流の場としてだれもが利用できるよう配慮が望まれます。

子どもから大人、障がいのある人もともに楽しめる工夫をした器具を採用する

陽当たりが良く、児童の遊びが窓から見える位置に配置する

集会所などの共同施設と連続して使える位置に計画し、住棟やそれらの各施設から児童遊園までのアプローチは車いす・ベビーカー等の通行も考慮し安全な通路を確保する



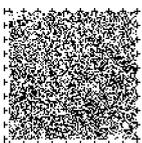
遊園内の外周に点字付き手すりをまわし、高齢者や障がい者がともに利用できるよう配慮した例



障がいを持った子どもでも、安全で、安心して使用できるように工夫された遊具の例



住棟から児童の遊びが見える位置に配置し、安全性に配慮した児童遊園の例



凡例 基礎事項 配慮事項

植栽

⑦

【基本的な考え方】

植栽は、地域の植生に合った、維持管理の容易な樹種を選択に配慮します。
大規模な団地では、地域における緑の拠点となるような植栽計画への配慮が望まれます。

地域に根ざした昔からの植生に合い、四季の変化が感じられる樹種や最初は小さくともやがて大きく成長し団地のシンボルとして子ども達の心に残る樹種を選択する

花粉等の害がなく、維持管理が容易な樹種を選択する

駐車場周りは堆雪や排雪に配慮した植栽を行う



四季の変化の感じられる樹木の選定と緑に親しめる散策路を設けた例



最初は小さかった樹木が大きく成長し、緑豊かな団地を形成した例



駐車場まわりの堆雪に配慮し、雪や排ガスにも強い樹種(ハギ)を選定した例

駐車場

⑧

【基本的な考え方】

駐車場の計画では、外周道路への出入の安全性と駐車場から住棟への利便性に配慮する必要があります。また、車いす利用者用の駐車スペースを設ける場合は、住棟へのアクセスの仕方についても十分に配慮する必要があります。

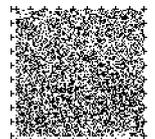
車いす利用者用駐車スペースは、幅員3,500mm×奥行5,000mm以上とし、住棟の出入口（共用玄関）付近に設け、冬期間や風雨の時でも安全に利用できるよう配慮する

歩行者と車の通路を明確にし、安全面に配慮する

駐車場利用者の歩行距離が長くなりすぎないように配慮する

居住者の利便性・安全性から駐車場は分散させずに、ブロック化による設置を原則とする

冬期間の駐車場の堆雪スペースを確保する



配置参考図

⑨

屋外施設配置参考平面・解説

